

## 国保の「給付」の種類

### 入院したとき(入院時の食事代)

入院したときの食事代は、下記の標準負担額を自己負担し、残りを国保が負担します。

#### 入院時の食事代(1食あたり)

一般(下記以外の人)		標準負担額(平成30年4月から)	460円※
住民税非課税世帯	90日までの入院		210円
低所得者Ⅱ	過去12ヶ月で90日を超える入院		160円
低所得者Ⅰ			100円

※一部260円の場合があります。

・住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持つことで、食事代が安くなります。必要な方は健康保険課窓口にて申請してください。

#### 申請に必要なもの

- ①保険証
- ②世帯主の印かん
- ③申請者の身分が確認できるもの(運転免許証など)
- ④入院日数がわかる領収書(過去12ヶ月で90日を超える入院の場合)